

二十六 第 64 条～第 65 条の 2 《収用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)</p> <p>64(2)–16 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 17 項</u>……………</p>	<p>(土地等の使用に伴う損失の補償金等を対価補償金とみなす場合)</p> <p>64(2)–16 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 16 項</u>……………</p>
<p>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)</p> <p>64(2)–18 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 17 項第 2 号</u>……………</p>	<p>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金)</p> <p>64(2)–18 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 16 項第 2 号</u>……………</p>
<p>(換地処分等に伴う損失補償金)</p> <p>64(2)–19 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 17 項</u>……………</p>	<p>(換地処分等に伴う損失補償金)</p> <p>64(2)–19 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 16 項</u>……………</p>
<p>(発生資材等の売却代金)</p> <p>64(2)–20 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 17 項第 2 号</u>……………</p>	<p>(発生資材等の売却代金)</p> <p>64(2)–20 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条第 16 項第 2 号</u>……………</p>
<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>64(2)–22 ……………</p> <p>(1) 都市再開発法第 79 条第 3 項又は同法第 111 条……………</p> <p>(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 212 条第 3 項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 44 条……………</p> <p>……………</p> <p>(3) ……………<u>措置法令第 39 条第 7 項各号</u>……………</p> <p>(4) ……………</p>	<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>64(2)–22 ……………</p> <p>(1) 都市再開発法第 79 条第 3 項又は同法第 118 条の 10……………</p> <p>(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 212 条第 3 項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 43 条……………</p> <p>……………</p> <p>(3) ……………<u>措置法令第 39 条第 6 項各号</u>……………</p> <p>(4) ……………</p>

改 正 後

.....措置法令第 39 条第 10 項各号.....

(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)

64(3)-9 の 2

(注)

1 措置法令第 39 条第 19 項各号.....

2

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑬独立行 政法人鉄道 建設・運輸施 設整備支援 機構が設置 する鉄道の 用又は.....

改 正 前

.....措置法令第 39 条第 9 項各号.....

(やむを得ない事情がある場合の長期特別勘定の流用)

64(3)-9 の 2

(注)

1 措置法令第 39 条第 18 項各号.....

2

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑬独立行 政法人鉄道 建設・運輸施 設整備支援 機構若しく <u>は本州四国</u> <u>連絡橋公団</u> が設置する 鉄道の用又 は.....

③③	…………… …………… (第34 号の一部)	……………	……………	……………	……………
③⑦	水防法第28 条……………	……………	……………	……………	……………
⋮ ⋮	④⑥ …………… (イ) <u>首都圏の近 郊整備地帯及 び都市開発区 域の整備に関 する法律第2 条第5項に規 定する工業団 地造成事業</u> (ロ) ……………	……………	……………	……………	……………
⑤①	…………… ……………措置法令第 39条第7項各号 ……………	……………	……………	……………	……………
⑤①の2	(イ) …………… (ロ) …………… ……………(密集市街地 における防災街	……………措置法令第 39条第10項各号 …………… ……………措置法令第	……………	……………	……………

③③	…………… …………… (第34 号の2の一 部)	……………	……………	……………	……………
③⑦	水防法第21 条……………	……………	……………	……………	……………
⋮ ⋮	④⑥ …………… (イ) <u>首都圏の近 郊整備地帯及 び都市開発区 域の整備に関 する法律第2 条第6項に規 定する工業団 地造成事業</u> (ロ) ……………	……………	……………	……………	……………
⑤①	…………… ……………措置法令第 39条第6項各号 ……………	……………	……………	……………	……………
⑤①の2	(イ) …………… (ロ) …………… ……………(密集市街地 における防災街	……………措置法令第 39条第9項各号 …………… ……………措置法令第	……………	……………	……………

改 正 後					改 正 前				
<u>区の整備の促進に関する法律施行令第44条</u> ……	<u>39条第10項第1号</u> ……				<u>区の整備の促進に関する法律施行令第43条</u> ……	<u>39条第9項第1号</u> ……			
(ハ) ……………					(ハ) ……………				
(ニ) ……………					(ニ) ……………				
(ホ) ……………					(ホ) ……………				

二十七 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)				
65の3-4 ……………					65の3-4 ……………				
別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
④	文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された土地、 <u>同法第109条第1項</u> の規定により……	……	……	……	④	文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された土地、 <u>同法第69条第1項</u> の規定により……	……	……	……

二十八 第 65 条の 4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前																				
<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>65 の 4-6 ……………</p> <p>……………措置法令第 39 条の 5 第 7 項……………</p> <p>(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)</p> <p>65 の 4-14 <u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 12 号ロ</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 12 号ロ</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 ……………</p> <p>別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考						<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>65 の 4-6 ……………</p> <p>……………措置法令第 39 条の 5 第 8 項……………</p> <p>(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)</p> <p>65 の 4-14 <u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 11 号ロ</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 11 号ロ</u>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 ……………</p> <p>別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②の 5</td> <td>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律附則第 1 条第 6 項に規定する経過措置対象事業の用に供するために買い</td> <td>当該事業を施行する地方公共団体の長</td> <td>措置法 65 条の 4 第 1 項 2 号 措置法規 則 22 条の 5 第 1 項 2 号ホ</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	②の 5	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律附則第 1 条第 6 項に規定する経過措置対象事業の用に供するために買い	当該事業を施行する地方公共団体の長	措置法 65 条の 4 第 1 項 2 号 措置法規 則 22 条の 5 第 1 項 2 号ホ	
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
②の 5	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律附則第 1 条第 6 項に規定する経過措置対象事業の用に供するために買い	当該事業を施行する地方公共団体の長	措置法 65 条の 4 第 1 項 2 号 措置法規 則 22 条の 5 第 1 項 2 号ホ																		

改 正 後					改 正 前				
					取られる場合				
3の2	(イ)			※ 土地区画整理法による土地区画整理事業に係る同法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項……	3の2	(イ)			※ 土地区画整理法による土地区画整理事業に係る同法第4条第1項又は第14条第1項若しくは第3項……
	(ロ)			……、同日以後その最初に行われた当該指定の効力発生の日の前日までの間に買い取られる場合（当該土地区画整理事業（その施行者が同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社であるものに限る。）の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員であ		(ロ)			……、同日以後その最初に行われた当該指定の効力発生の日の前日までの間に買い取られる場合に限り、この特例の適用がある。
	(ハ)	……土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項……				(ハ)	……土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項若しくは第3項……		

る者の有する土地等が当該区画整理会社に買い取られる場合を除く。)に限り、この特例の適用がある。

④ ……地方公共団体、土地開発公社、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社又は独立行政法人都市再生機構に買い取られる場合

④ ……地方公共団体、土地開発公社、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構に買い取られる場合

<p>⑩ 地方公共団体又は景観法第92条第1項に規定する景観整備機構が同法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第5号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関</p>	<p>(イ) 当該事業が左欄に掲げる事業である旨を証する書類 (ロ) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類 A 当該土地</p>	<p>地方公共団体の長 地方公共団</p>	<p>措置法65条の4 1項10号 措置法規則22条の5 1項12号</p>	<p>※ 当該事業が景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。</p>
---	--	---	--	---

(新 設)

改 正 後					改 正 前		
	<p>する事業の用に供 するために、当該 景観計画の区域内 にある土地等が、 これらの者に買い 取られる場合(※)</p>	<p>等の買取り をする者が 地方公共団 体である場 合 当該土 地等を当該 事業の用に 供するため に買い取っ たものであ る旨を証す る書類</p>	<p>体の長</p>				
		<p>B 当該土地 等の買取り をする者が 景観法第92 条第1項に 規定する景 観整備機構 である場合 当該土地 等を当該事 業の用に供 するために 買い取った ものである 旨及び当該 土地等の買 取りをする</p>	<p>当該景観整 備機構を景 観法第92条 第1項の規 定により指 定した景観 行政団体の 長</p>				

者が当該景
観整備機構
である旨を
証する書類

⑪	措置法65 条の4 1項11号 措置法規 則22条の 5 1項 13号
⑫	措置法65 条の4 1項12号 イ 措置法規 則22条の 5 1項 14号
⑫の2	措置法65 条の4 1項12号 ロ 措置法規 則22条の 5 1項 15号
⑫の3	措置法 65 条の4

⑩	措置法 65 条の4 1項10号 措置法規 則22条の 5 1項 12号
⑪	措置法 65 条の4 1項11号 イ 措置法規 則22条の 5 1項 13号
⑪の2	措置法 65 条の4 1項11号 ロ 措置法規 則22条の 5 1項 14号
⑪の3	措置法 65 条の4

改 正 後					改 正 前				
			1 項 12 号 △ 措置法規 則 22 条の 5 1 項 16 号					1 項 11 号 △ 措置法規 則 22 条の 5 1 項 15 号	
⑫の 4	措置法 65 条の 4 1 項 12 号 ニ 措置法規 則 22 条の 5 1 項 17 号	⑪の 4	措置法 65 条の 4 1 項 11 号 ニ 措置法規 則 22 条の 5 1 項 16 号
⑬ (イ) 農業協同組 合法第 11 条の 29... ... (ロ)	措置法 65 条の 4 1 項 13 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 18 号	⑫	措置法 65 条の 4 1 項 12 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 17 号
⑭	措置法 65 条の 4 1 項 14 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 19 号	⑬	措置法 65 条の 4 1 項 13 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 18 号

⑮			措置法65 条の4 1項15号 措置法規 則22条の 5 1項 20号
⑯	……地方公共団体、 土地開発公社、港務 局、地方住宅供給公 社、地方道路公社又 は独立行政法人都 市再生機構に買い 取られる場合		措置法65 条の4 1項16号 措置法規 則22条の 5 1項 21号
⑰			措置法65 条の4 1項17号 措置法規 則22条の 5 1項 22号

(廃止)

⑭			措置法 65 条の4 1項14号 措置法規 則22条の 5 1項 19号
⑮	……地方公共団体、 土地開発公社、港務 局、地方住宅供給公 社、地方道路公社、 独立行政法人都市 再生機構又は独立 行政法人中小企業 基盤整備機構に買 取られる場合		措置法 65 条の4 1項15号 措置法規 則22条の 5 1項 20号
⑯			措置法 65 条の4 1項16号 措置法規 則22条の 5 1項 21号
⑰	<u>日本道路公団法</u> 第19条第1項第5 号（業務の範囲） に規定する施設の 用に供するために	当該土地等を日 本道路公団法第 19条第1項第5 号に規定する施 設の用に供する	<u>日本道路公</u> 団総裁 措置法 65 条の4 1項17号 措置法規 則22条の

改 正 後	改 正 前				
(廃止)	土地等が日本道路公団に買い取られる場合	ために買い取ったものである旨を証する書類		5 1 項 22 号	
	<p>⑱ 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第 14 条第 2 項第 4 号に規定する道路となるべき区域内の次の要件を満たす土地等が、同項の規定により国土交通大臣の承認を受けて同号に掲げる業務を行う同法第 3 条第 1 項に規定する民間都市開発推進機構に買い取られる場合</p>	<p>(イ) 当該土地等 を買い取った者が民間都市開発推進機構である旨を証する書類</p> <p>(ロ) 当該土地等 について行われる道路の整備に関する事業につき都市計画法第 59 条の認可がされていない旨を証する書類</p>	<p>国土交通大臣</p> <p>国土交通大臣</p> <p>国土交通大臣</p>	<p>措置法 65 条の 4 1 項 18 号 措置法規則 22 条の 5 1 項 23 号</p>	
<p>(イ) 措置法第 65 条の 4 第 1 項第 18 号に規定する道路の用に供するために当該土地等を同号に規定する民間都市開発推進機構による当該買取りの</p>	<p>(ハ) 当該道路の用に供するために当該道路を管理すべき者が当該土地等を民間都市開発推進機構による当該買取りの日から 5 年以内</p>	<p>国土交通大臣</p>			

⑱	措置法 65 条の 4 1 項 18 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 23 号
⑲	措置法 65 条の 4 1 項 19 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 24 号イ

				<p><u>日から 5 年以内</u> <u>に取得すること</u> <u>につき当該道路</u> <u>を管理すべき者</u> <u>の同意があるこ</u> <u>と。</u></p> <p>(ロ) <u>当該土地等に</u> <u>ついて行われる</u> <u>措置法第 65 条の</u> <u>4 第 1 項第 18 号</u> <u>に規定する道路</u> <u>の整備に関する</u> <u>事業につき都市</u> <u>計画法第 59 条の</u> <u>認可がされてい</u> <u>ないこと。</u></p>	<p><u>得することに</u> <u>つき当該道路</u> <u>を管理すべき</u> <u>者の同意があ</u> <u>る旨を証する</u> <u>書類</u></p>			
⑲	措置法 65 条の 4 1 項 19 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 24 号			
⑳	措置法 65 条の 4 1 項 20 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 25 号イ			

改 正 後					改 正 前				
⑱の2	……措置法令第39条の5第28項に規定する者である旨及び当該保留地に対応する部分の譲渡をする者が当該設置をする者でない旨)を証する書類		措置法65条の4 1項19号 措置法規則22条の5 1項 24号ロ		⑳の2	……措置法令第39条の5第29項に規定する者である旨及び当該保留地に対応する部分の譲渡をする者が当該設置をする者でない旨)を証する書類		措置法 65条の4 1項 20号 措置法規則 22条の5 1項 25 号ロ	
㉒			措置法 65条の4 1項 20号 措置法規則 22条の5 1項 25号		㉑			措置法 65条の4 1項 21号 措置法規則 22条の5 1項 26号	
㉓			措置法 65条の4 1項 21号 措置法規則 22条の5 1項 26号		㉒			措置法 65条の4 1項 22号 措置法規則 22条の5 1項 27号	
㉔			措置法 65条の4 1項 22号	※ (1) 文化財保護法第109条第	㉓			措置法 65条の4 1項 23号	※ (1) 文化財保護法第69条

			措置法規 則 22 条の 5 1 項 27 号	1 項…… (2) ……………				措置法規 則 22 条の 5 1 項 28 号	第 1 項…… (2) ……………
⑳	……………	……………	措置法 65 条の 4 1 項 23 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 28 号					措置法 65 条の 4 1 項 24 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 29 号	
㉑	……………	……………	措置法 65 条の 4 1 項 24 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 29 号					措置法 65 条の 4 1 項 25 号 措置法規 則 22 条の 5 1 項 30 号	

二十九 第 65 条の 5 《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前																				
<p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65の5-2 ……………</p> <p>別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥ 農業振興地域の</td> <td>当該土地等が措</td> <td>市町村長</td> <td>措置法 65</td> <td>※ 特例の対象</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	⑥ 農業振興地域の	当該土地等が措	市町村長	措置法 65	※ 特例の対象	<p>(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65の5-2 ……………</p> <p>別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(新 設)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	(新 設)				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
⑥ 農業振興地域の	当該土地等が措	市町村長	措置法 65	※ 特例の対象																	
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
(新 設)																					

改 正 後					改 正 前				
<p><u>整備に関する法律</u> <u>第8条第2項第1</u> <u>号に規定する農用</u> <u>地区域内にある土</u> <u>地等（※）を農業</u> <u>経営基盤強化促進</u> <u>法第27条の3第1</u> <u>項に規定する勧告</u> <u>に係る協議により</u> <u>同条第2項に規定</u> <u>する特定農業法人</u> <u>で当該勧告を行っ</u> <u>た市町村の長が同</u> <u>項の規定により当</u> <u>該協議を行う者と</u> <u>して定めたものに</u> <u>譲渡した場合</u></p>	<p><u>置法第65条の5</u> <u>第1項第3号に</u> <u>規定する農用地</u> <u>区域内にある土</u> <u>地等に該当する</u> <u>ものである旨、</u> <u>当該土地等につ</u> <u>き同号に規定す</u> <u>る勧告をした</u> <u>旨、当該勧告に</u> <u>係る同号に規定</u> <u>する協議を行う</u> <u>者として同号の</u> <u>特定農業法人を</u> <u>定めた旨及び当</u> <u>該土地等の譲渡</u> <u>が同号に規定す</u> <u>る譲渡に該当す</u> <u>る旨を証する書</u> <u>類</u></p>		<p><u>条の5</u> <u>1項3号</u> <u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>6 4項</u> <u>6号</u></p>	<p><u>となる「土地</u> <u>等」は、農業経</u> <u>営基盤強化促</u> <u>進法第6条第</u> <u>2項第5号イ</u> <u>に規定する要</u> <u>活用農地で同</u> <u>法第27条の2</u> <u>第1項の規定</u> <u>による通知に</u> <u>係るものに限</u> <u>る。</u></p>					
⑦	措置法65 条の5 1項4号 措置法規 則22条の 6 4項 7号	⑥	措置法65 条の5 1項3号 措置法規 則22条の 6 4項 6号
⑧	措置法65	※	⑦	措置法65	※

	……措置法第52 条第1項……	条の5 1項5号 措置法規 則22条の 6 4項 8号	……措置法第 65条の5第1 項第5号……		……措置法第50 条第1項……	条の5 1項4号 措置法規 則22条の 6 4項 7号	……措置法第 65条の5第1 項第4号……
--	--------------------	--	-----------------------------	--	--------------------	--	-----------------------------

三十 第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p> <p>65の7(1)–22 ……………</p> <p>……………</p> <p>（注）……………</p> <p>……………措置法令第39条の7第37項各号……………</p> <p>（長期先行取得が認められるやむを得ない事情）</p> <p>65の7(1)–37 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の7第21項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>（買換取得資産等の取得の日）</p> <p>65の7(1)–38 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の7第37項各号……………</p>	<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p> <p>65の7(1)–22 ……………</p> <p>……………</p> <p>（注）……………</p> <p>……………措置法令第39条の7第36項各号……………</p> <p>（長期先行取得が認められるやむを得ない事情）</p> <p>65の7(1)–37 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の7第20項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>（買換取得資産等の取得の日）</p> <p>65の7(1)–38 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の7第36項各号……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(差益割合の計算)</p> <p>65 の 7(3)–1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………措置法令第 39 条の 7 第 40 項において準用する同条第 35 項…</p> <p>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)–12 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで、第 43 条から第 44 条の 4 まで及び第 44 条の 6 から第 48 条まで (同法第 46 条及び第 46 条の 2 第 1 項を除く。) の規定……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3)–13 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで、第 43 条から第 44 条の 4 まで、第 44 条の 6 から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 3 から第 48 条まで……………</p>	<p>(差益割合の計算)</p> <p>65 の 7(3)–1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………措置法令第 39 条の 7 第 39 項において準用する同条第 34 項…</p> <p>……………</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3)–12 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 44 条の 4 まで及び第 44 条の 6 から第 48 条まで (同法第 46 条及び第 46 条の 2 第 1 項を除く。) の規定……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3)–13 ……………</p> <p>……………措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 44 条の 4 まで、第 44 条の 6 から第 45 条の 2 まで及び第 46 条の 3 から第 48 条まで……………</p>

(取得指定期間の認定)

65 の 7(4)–1
.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

65 の 7(4)–2
.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....
(1)
(2)
(3)

(取得指定期間の再延長)

65 の 7(4)–3
.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....

(取得をする見込みである資産に係る書類)

65 の 7(4)–8 措置法規則第 22 条の 7 第 14 項.....

(法第 50 条との選択適用)

65 の 7(5)–1
.....措置法令第 39 条の 7 第 56 項.....

(買換えの証明書の添付)

65 の 7(5)–3
.....措置法規則第 22 条の 7 第 6 項、第 8 項及び第 9 項.....

(取得指定期間の認定)

65 の 7(4)–1
.....措置法令第 39 条の 7 第 20 項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

65 の 7(4)–2
.....措置法令第 39 条の 7 第 20 項.....
(1)
(2)
(3)

(取得指定期間の再延長)

65 の 7(4)–3
.....措置法令第 39 条の 7 第 20 項.....

(取得をする見込みである資産に係る書類)

65 の 7(4)–8 措置法規則第 22 条の 7 第 13 項.....

(法第 50 条との選択適用)

65 の 7(5)–1
.....措置法令第 39 条の 7 第 55 項.....

(買換えの証明書の添付)

65 の 7(5)–3
.....措置法規則第 22 条の 7 第 5 項、第 7 項及び第 8 項.....